

No.	質問受領日	質問内容	回答
1	令和8年7月24日	【実施要領PI】共同企業体により参加する場合、「3参加資格」の(1)～(6)に挙げる要件は参加資格要件は代表企業が満たせばよいでしょうか。あるいは構成員全てが(1)～(6)を満たす必要があるでしょうか。	共同企業体(JV)として参加することは可能ですが、本事業における共同企業体の扱いにつきましては、国土交通省の通達にある建設工事用の共同企業体(JV)制度をそのまま適用するものではなく、本計画策定業務に係る「共同事業体(共同企業体)」(以下「共同事業体」と言う。)として以下のとおり取り扱います。 ・構成員全員が満たす必要がある要件 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく手続き中でないこと (3) 暴力団等の排除措置を受けていないこと (4) 東京都若しくは瑞穂町から指名停止等の措置を受けていないこと (5) 瑞穂町入札参加資格者名簿に登録されていること ・代表企業が満たしていればよい要件 (6) 同種・類似業務の契約・履行実績があること なお、「共同事業体」に関する事項については、改めて追記した実施要領を瑞穂町ホームページに掲載します。
2	令和8年7月24日	【様式1～5】共同企業体により参加する場合の各様式の記載方法について、下記①～③をご教示いただけますと幸いです。 ①各様式の名称または事業者名は共同企業体名称を、所在地および代表者氏名は共同企業体において定める代表企業の情報を記載すると考えてよいでしょうか。 ②様式1、様式2および添付する会社概要パンフレット、様式3について、共同企業体全体でまとめて作成するものか、あるいは構成する企業ごとに作成する必要があるかを ご教示ください。 ③協定書等、実施要領に定めるもの他に必要な書類がありましたら、その類型及び提出期限をご教示ください。	No.2と同様に本計画策定業務に係る「共同事業体」として以下のとおり取り扱います。 ①について ご認識の通りです。事業者名(または名称)の欄には共同事業体名称を、所在地および代表者氏名欄には代表企業の情報を記載してください。 ②について 提出単位は以下のとおりとしてください。 ・共同事業体全体でまとめて1部作成するもの：様式1(参加申込書)、様式3(企画提案書) ・構成する企業・事業者ごとにそれぞれ作成・添付するもの：様式2(会社概要・業務実績)、会社概要パンフレット ③について 共同事業体で参加する場合は、参加申込書の提出期限(令和8年9月16日(水)午後5時必着)までに、「共同事業体協定書(写)」「委任状」を併せて提出してください。
3	令和8年7月24日	【様式1】ここでの担当者とは本プロポーザルにおける各種事務連絡等を担う者と考えてよいでしょうか。	ご認識の通りです。本プロポーザルの手続き期間中における質疑応答や審査結果通知など、事務的な連絡を確実に受けることができる窓口担当者の連絡先を記載してください。
4	令和8年7月24日	【実施要領P4】(2)第2次審査に関し、出席者等の上限について、もし現時点で確定していただけたらご教示いただければ幸いです。	現時点では調整中ですが、1事業者につき3名～4名程度を上限とする予定です。詳細な出席可能人数や集合時間等については、第1次審査(書類審査)の結果通知と合わせて、通過事業者へ個別に通知いたします。
5	令和8年7月24日	【実施要領P4】「1 審査方法」留意事項について、「①事前に提出された提案内容について、業務担当者から直接説明を受け ます。」とありますが、業務担当者とは、予定管理技術者も含まれるとの認識でよいですか。	ご認識の通りです。業務担当者には予定管理技術者(プロジェクト責任者)が含まれます。第2次審査での説明および質疑応答は、本業務を実際に担当する予定管理技術者や、主な配置予定技術者が主体となって行っていただきます。

第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託 公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和8年7月31日時点
瑞穂町教育委員会教育部社会教育課

No.	質問受領日	質問内容	回答
6	令和8年7月24日	【実施要領P4】「11 審査方法」留意事項について、「パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、事前に提出した書類と同内容」とするとありますが、企画提案書に記載の内容を用いてプレゼンテーション用のスライド等を作成することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。事前に提出された「企画提案書」の内容をベースに、プレゼンテーション用のスライド（PowerPoint等）を作成して使用することは可能です。ただし、事前に提出された書類に記載のない「新しい提案・仕様・見積・実績等」をスライド内に新しく盛り込むことは認められません。
7	令和8年7月24日	【業務仕様書P2】「6 業務内容（1）現状調査・分析」の住民アンケート及び利用者アンケートの対象：500件は、回収数という認識でよいですか。	いいえ、回収数ではなく「配布数（または発送数・抽出数）が500件」という認識です。実際の回収数は問いませんが、回収率を向上させるための工夫や手法については企画提案に含めてください。
8	令和8年7月24日	【業務仕様書P2】「6 業務内容（1）現状調査・分析」の関係団体意識調査の対象：100件について、対象となる団体は、発注者より候補リストの提供があるという認識でよいですか。または、受注者側から提案するかたちになりますか。	ご認識の通り、対象となる団体の候補リストは契約締結後に発注者（瑞穂町）より提供いたします。ただし、調査票の設計や実際の発送・回収・集計作業等の一連の業務は受注者側で行っていただきます。
9	令和8年7月24日	【業務仕様書P3】「6 業務内容（6）計画策定に係る会議体等の運営支援」で示されているスポーツ推進計画策定委員会のメンバー構成は、第2次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の瑞穂町スポーツ推進計画検討会委員という認識でよいですか。	ご認識の通り、第2次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の「瑞穂町スポーツ推進計画検討会委員」の構成を基本（ベース）とする想定です。ただし、新たな視点を加えるなどメンバー構成の変更についてより良い提案がある場合は、企画提案書にてご提案ください。
10	令和8年7月24日	【業務仕様書P3】「6 業務内容（6）計画策定に係る会議体等の運営支援」で示されているスポーツ推進計画策定委員会の謝金等の対応は、受注者負担となりますか。その場合、貴町の規定に基づく謝金額の想定を伺いたいです。	いいえ、スポーツ推進計画策定委員会委員への謝金および旅費は発注者（瑞穂町）が直接支払うため、受注者が負担（見積りに計上）する必要はありません。ただし、委員会運営に係る資料作成、当日の運営補助、議事録作成等の支援業務は、本委託業務の範囲（受注者負担）となります。